

- (三) 化學的藥品製造用及漁獲物鹽藏用以外ノ特別用途ニ使用スル爲賣渡ヲ受ケタル鹽ヲ許可ヲ受ケスシテ輸移出又ハ化學的藥品製造用、漁獲物鹽藏用ニ使用シタルトキ
- (四) 漁獲物鹽藏用トシテ賣渡ヲ受ケタル鹽ヲ許可ヲ受ケスシテ輸移出又ハ漁獲物鹽藏用以外ノ特別用途ニ使用シタルトキ
- (五) 輸移出又ハ漁獲物鹽藏用トシテ賣渡ヲ受ケタル鹽ヲ許可ヲ受ケスシテ輸移出又ハ特別用途ニ使用スル者ニ讓渡シタルトキ
- (六) 化學的藥品製造用トシテ變性ヲ施サスシテ賣渡ヲ受ケタル鹽ヲ許可ヲ受ケスシテ輸移出又ハ化學的藥品製造用以外ノ特別用途ニ使用スル者ニ讓渡シタルトキ
- (七) 申告ヲ爲サスシテ鹽賣渡請求書ニ記載シタル輸移出港、輸移出先、任用場所、漁獲物ノ種類、出漁船名、鹽積載船名、鹽運搬方法又ハ鹽變性ノ場合ニ於ケル使用方法等ヲ變更シタルトキ
- (八) 海難其ノ他已ムヲ得サル事故アリタル場合ノ外鹽賣渡請求書又ハ鹽輸移出申告書ニ記載シタル寄港地以外ノ内國沿岸ニ寄港シタルトキ
- 特別定價ト一般定價トノ差額ニ相當スル金額
- 七 交付金ノ下付ヲ受ケタル鹽藏魚介類又ハ製成醬油ヲ輸移入シタルトキ(規則第二十二條)
- 交付金ニ相當スル金額
- 八 虚偽ノ書類又ハ陳述ニ因リ交付金ノ下付ヲ受ケタルトキ(規則第三十二條第三項)
- 交付金額及其ノ五分ノ二ニ相當スル金額

第五節 商況

第一款 商況調査

鹽ノ商況ニ付テハ左ノ規程アリ各地方支局ヲシテ調査報告セシム

鹽販賣回送ニ關スル事項取調方

大正二年七月
甲第四七九號達

鹽專賣法(鹽專賣法第二一七頁參看)

鹽專賣 鹽ノ販賣 商況

右規程ニ依ル報告左ノ如シ

鹽商況報告 毎月一回

鹽用途別消費高報告 毎年二回

鹽販賣價格調査報告 毎年六回

鹽商況ハ毎月主ナル集散地又ハ消費地ニ就キ實地調査シタリシモ年四回實地調査ノコトニ改メ調査事項中鹽ノ產地ハ之ヲ削除シ鹽販賣價格調査ニ在リテモ年六回ヲ四回ニ減シ左ノ改正ヲ爲シ同時ニ鹽商況調査地ヲ指定シタリ

甲第一〇五〇號長官達(大正三年三月十七日)

鹽販賣、回送ニ關スル事項取調方達中左ノ通改正シ大正三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(二) ヲ左ノ如ク改ム

鹽商況ニ付テハ專賣支局又ハ出張所ハ毎年三月、六月、九月、十二月分ニ在リテハ別ニ指定シタル調査地ニ就キ實地調査ヲ爲シ其ノ他ノ月分ニ在リテハ出張スルコトナク便宜ノ方法ニ依リ其ノ販賣區域内ニ於ケル左記事項ヲ調査スヘシ但シ實地調査ヲ爲ス場合ニ於テハ同一支局管内ニ限り販賣區域ヲ有セサル出張所又ハ派出所ト雖其ノ所在地カ調査地ナル場合若ハ其ノ附近ナル場合ニ在リテハ之カ調査ヲ爲サシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ調査シタル事項ヲ當該販賣官署ニ報告セシムルコトヲ要ス

(一) 鹽販賣ノ狀況竝其ノ需給ノ過不足

(二) 鹽回送ノ狀況竝其ノ鹽販賣上ニ及ホシタル影響

但シ天災其ノ他ノ重大ナル事故ニ因リ回送上ニ故障ヲ生シタルトキハ其ノ時々報告スルコトヲ要ス

(三) 鹽ノ品質、包裝、價格、賣渡手續、販賣區域、回送方法、運搬費等鹽ノ賣行又ハ回送上ニ影響ヲ及ホスヘキ事項及之ニ關スル元

賣捌人、小賣人、消費者ノ意嚮竝此等ノ關係ニ因リ需給ニ變動アルトキハ其ノ狀況

(四) 鹽元賣捌人小賣人間及小賣人消費者間ノ取引狀況竝各利益歩合

(五) 鹽賣捌人間競争ノ狀況

(六) 其ノ他鹽販賣行又ハ回送ニ關係アル事項

(四) 中「二月、四月、六月、八月、十月、十二月ノ六回」ヲ「二月、四月、七月、十月ノ四回」ニ「前月分及前々月分ノ鹽販賣價格」ヲ「前三箇月

鹽販賣價格ヲ各月別ニ改ム

第一號様式中「(ロ)鹽產地別賣渡高」及「(イ)鹽民費回送高」ヲ削除シ、(ハ)鹽等級別賣渡高ヲ「(ロ)鹽等級別賣渡高」ニ改メ、(イ)鹽官費回送高備考ニ左ノ一項ヲ加ヘ尙(三)中「產地」ヲ削ル

二 發送元地方ニ於テ回送先地方ニ對シ鹽ノ民費回送ヲ爲シタルモノアルトキ又ハ回送先地方ニ於テ發送元地方ヨリ民費回送鹽ヲ買入レタルモノアルトキハ其ノ數量ヲ備考ニ掲記スルモノトス

第三號様式中「鹽產地」ノ欄ヲ「等級」ノ欄ニ改メ、包裝別ノ欄ノ下「等級」ノ欄及備考(三)中「產地」ヲ削リ備考ノ一、四及八ヲ左ノ如ク定ム

一 本表ハ内地鹽ニ在リテハ主トシテ五等鹽(五等鹽ヲ販賣セサル地方ハ現ニ販賣セル最下等鹽)ニ付臺灣鹽、關東州鹽ニ在リテハ上等、並等ニ付歐米鹽(英國鹽、獨逸鹽、米國鹽等ニ區分スルコトヲ要ス)ニ在リテハ粗製ニ付其ノ月中ノ平均價格ヲ掲記スルモノトス但シ内地鹽以外ノ鹽ニ付テハ等級欄内ニ等級ノ外種類ヲモ掲記スヘシ

四 元賣捌運賃ハ

(イ) 販賣官署ヨリ買受ケタルモノニ付テハ販賣官署ヨリ元賣捌人營業所ニ至ル迄ノ普通運賃ヲ掲記スヘシ

(ロ) 元賣捌人ヨリ買受ケタルモノニ付テハ内地鹽、歐米鹽ニ在リテハ販賣官署ヨリ買受ケタル場合ト同一ノ運賃ヲ掲記シ又臺灣鹽、關東州鹽ニ在リテハ(A)特別元賣捌人ヨリ買受ケタルモノハ賣主ヨリ買主ニ至ル迄ノ普通運賃ヲ(B)普通元賣捌人ヨリ買受ケタルモノハ特別元賣捌人ヨリ買受ケタル場合ト同一ノ運賃ヲ掲記スヘシ

八 小賣運賃ハ元賣捌人營業所ヨリ小賣人營業所ニ至ル迄ノ普通運賃ヲ掲記スヘシ

鹽商況調査地ニ那覇ヲ加ヘ調査官署ヲ變更シ左ノ指定ヲ爲セリ

甲第一〇五一號部長通牒(大正三年三月十七日)

大正二年七月二十八日甲第四七九號長官達中(ニ)依リ鹽商況調査地今回別表ノ通指定相成候條大正二年七月二十八日甲第四八〇號依命通牒ハ廢止セラレタル義ト御了知相成度

販賣官署名	地	名
淺草支局	東京市、川越町、八王子町、横濱市、浦賀町、小田原町、浦和町、熊谷町、千葉町、銚子町、北條町、水戸市、土浦町、下館町、宇都宮市、栃木町、前橋市、高崎市、網代町（静岡縣）、甲府市、鉾澤町、廣里村（山梨縣）、平町（福島縣）	
同支局	船橋出張所	
高崎支局	直江津出張所	
高崎支局	新潟市、長岡市、新發田町、瀨波町	
高崎支局	松本市、諏訪町、飯田町、長野市、上田町	
郡山支局	福島市、若松市、郡山町、白河町、山形市、米澤市	
仙臺支局	仙臺市、石巻町、中村町、一關町、花巻町、盛岡市	
同支局	青森市、弘前市、野邊地町、八戸町	
山形支局	能代港町、土崎港町、秋田市、横手町、本庄町、酒田町	
函館支局	函館區、室蘭町、壽都町	
函館支局	小樽區、札幌區、旭川町	
函館支局	釧路町、根室町	
見付支局	靜岡市、清水町、沼津町、濱松市	
名古屋支局	名古屋支局	
同支局	名古屋支局、豐橋市、岐阜市、大垣町、中津町、彦根町	
名古屋支局	桑名町、四日市市、津市	

廣島支局 三津濱出張所	同支局 松永町、尾道市、竹原町、吳市、廣島市、三次町	同支局 米子出張所	岡山支局 玉寄島出張所	同支局 比野出張所	同支局 田出出張所	同支局 窓出出張所	同支局 赤穂出張所	同支局 千出出張所	同支局 白濱出張所	同支局 鹽出出張所	神戸支局 大張所	大阪支局 伏木出張所	金澤支局 敦賀出張所	金澤支局 福井出張所	同支局 飯田出張所	同支局 輪島出張所	同支局 宇津出張所	金澤支局 津出張所	名古屋支局 高山出張所	
松山市、宇和島町	松永町、尾道市、竹原町、吳市、廣島市、三次町	鳥取市、米子町、境町、松江市、杵築町、濱田町	岡山市、津山町、勝山町、高梁町、味野町、福山町、府中町	舞鶴町、宮津町、神戸市、港村、姫路市、赤穂町、龍野町	大張所	大張所	大張所	大張所	大張所	大張所	大張所	高岡市、伏木町、富山市、魚津町	小濱町、敦賀町、長濱町	福井市	金澤市、飯田町、大聖寺町	津出張所	津出張所	津出張所	津出張所	高山町

鹽專賣 鹽ノ販賣 商況

販賣官署名		地	名
三田尻支局	小松志佐出張所		
同支局	平生出張所	山口町、防府町、柳井町、萩町	
同支局	下松出張所		
同支局	福川出張所		
同支局	長秋府出張所		
阪出支局	高松出張所		
同支局	土庄出張所		
同支局	宇津田出張所	池田町(徳島縣)、高松市、阪出町、丸龜市、今治町	
同支局	林田出張所		
同支局	波止園出張所		
同支局	多喜濱出張所		
徳島支局	撫養出張所	和歌山市、田邊町、撫養町、徳島市、甲浦村	
同支局	高知出張所	高知市、須崎町、中村町、安藝町	
福岡支局	門司出張所		
同支局	高瀬出張所	下關市、門司市、小倉市、福岡市、久留米市、二日市町、行橋町、中津町、大分市、白杵町、佐伯町、佐賀市、唐津町	
同支局	高瀬出張所		
福岡支局	長崎出張所	長崎市、佐世保市	
熊本支局	原出張所	熊本市、八代町、人吉町、高瀬町	
同支局	島原出張所	島原町	
鹿兒支局	加治木出張所	鹿兒島市、隈之城村、鹿屋村、東加世田村、都城町、油津町	
同支局	垂水出張所		

鹿兒島支局 宮崎出張所	宮崎町
鹿兒島支局 細島出張所	細島町、延岡町
鹿兒島支局 那覇出張所	那覇區

備考

一 本表中同一支局管内ニ於テ二箇以上ノ販賣官署カ同一ノ調査地ヲ共有スルモノニ付テハ其ノ所轄支局ハ適宜各調査地
 毎ニ之カ調査ヲ專擔スヘキ官署ヲ定ムヘシ
 二 大正二年七月二十八日甲第四七九號長官達(二)ノ但書ニ依リ調査セシムル場合ニ在リテモ前項ニ準ス

共屬販賣區域内ニ於ケル鹽商況ニ付テハ從來本局ニ於テ報告官署ヲ指示シタリシモ向後ハ關係支局間ニ於テ協議シ
 報告官署ヲ定ムヘキコトニ通牒シタリ(大正三年三月甲第一〇八八號通牒)

商況調査地池田町ノ調査官署ヲ德島支局ニ變更ス

甲第一〇五六號部長通牒(大正三年五月十一日)

鹽商況調査地中左記ノ通指定變更相成候條御了知相成度

販賣官署名	地
阪出支局	高松市、阪出町、丸龜市、今治町
高松支局	高松市、阪出町、丸龜市、今治町
土庄出張所	高松市、阪出町、丸龜市、今治町
宇多出張所	高松市、阪出町、丸龜市、今治町
津田出張所	高松市、阪出町、丸龜市、今治町
林田出張所	高松市、阪出町、丸龜市、今治町
詫間出張所	高松市、阪出町、丸龜市、今治町
波止出張所	高松市、阪出町、丸龜市、今治町
多喜濱出張所	高松市、阪出町、丸龜市、今治町
同支局	和歌山市、田邊町、撫養町、德島市、池田町、甲浦村
同支局	和歌山市、田邊町、撫養町、德島市、池田町、甲浦村

鹽用途別消費高報告書調製ニ付左記事項注意方通牒セリ(大正三年七月甲第一八六〇號通牒)

- 一 肥料、撰種、家畜用ハ鹽賣渡高表ノ當該用途數量ト對照ヲ試ムルコト尤モ此等ノ用途ニハ往々一般用途鹽ヲ使用スルモノアル(キニ付實際ノ消費數量ハ賣渡高表ニ比シ若干ノ増加ヲ見ルコトアルヘシ)
- 二 輸移出用ハ鹽、鹽藏魚介類及製成醬油輸出高表及鹽移出高表ノ數量ト對照ヲ試ムルコト尤モ本消費高報告ハ販賣區域ニ據リ、輸出又ハ移出高表ハ管轄區域ニ據リ調査スルモノナルヲ以テ兩者ノ區域一致セサル向ニ在リテハ其ノ數ニ差異アルヲ免レス
- 三 其ノ他欄ニ計上シタルモノノ用途ニ付テハ其ノ主要ナルモノヲ備考ニ掲記スルコト
- 四 消費數量前年度ニ比シ著シキ増減アルモノニ付テハ必其ノ事由ヲ當該欄内ニ掲記スルコト但シ販賣區域ニ異動アリタル向ニ在リテハ前年度分消費數量ヲ本年度分ト同一ノ販賣區域ニ於ケル消費數量ニ改調シテ比較スルコトヲ要ス

鹽商況報告様式中左ノ改正ヲ爲セリ

甲第五四八號長官達(大正四年二月二十五日)

鹽販賣回送ニ關スル事項取調方達中左ノ通改正シ大正四年三月一日ヨリ之ヲ施行ス
第一號様式中イ鹽包裝別賣渡高及ロ鹽等級別賣渡高ヲ左ノ如ク改ム

(イ) 鹽賣渡高

種 類	本 年 度		前 年 度		增 減	
	何 月 分 累 計	何 月 分 累 計	何 月 分 累 計	何 月 分 累 計	何 月 分 累 計	何 月 分 累 計
内地 鹽	數 量	千 斤	數 量	千 斤	數 量	千 斤
	代 金	円	代 金	円	代 金	円
臺 灣 鹽	數 量	千 斤	數 量	千 斤	數 量	千 斤
	代 金	円	代 金	円	代 金	円

等級別	本年度		前年度		増減	
	何月分果	計	何月分果	計	何月分果	計
一等	千斤	千斤	千斤	千斤	千斤	千斤
二等						
三等						
四等						
五等						

備考
 一 本表ノ數字ハ鹽收納賣渡事務取扱手續第六十六條ニ據リ調製スル鹽賣渡高表ノ數字ニ對シテ數量ハ千斤未滿代金ハ圓未滿ノ端數ヲ四捨五入シタルモノニ符合スルモノトス
 二 本表ノ内地鹽賣渡數量ハ以下二表ノ計及累計ニ一致スルコトヲ要ス
 (ロ) 内地鹽等級別賣渡高

計	歐米鹽		關東州鹽	
	代金	數量	代金	數量

等	計	外
---	---	---

備考

一 本表ニハ各欄數量ノ左傍ニ其ノ百分歩合ヲ朱書スルモノトス

(ハ) 内地鹽包裝別賣渡高

包裝別	本年度		前年度		増減	
	何月分	計	何月分	計	何月分	計
八十斤	千斤	千斤	千斤	千斤	千斤	千斤
四十斤	千斤	千斤	千斤	千斤	千斤	千斤
二十斤	千斤	千斤	千斤	千斤	千斤	千斤
散	千斤	千斤	千斤	千斤	千斤	千斤
計	千斤	千斤	千斤	千斤	千斤	千斤

備考

一 本表ニハ各欄數量ノ左傍ニ其ノ百分歩合ヲ朱書スルモノトス

商況報告期ハ各月報告ナリシヲ改メ三、四月分ノ外ハ二箇月分ヲ一期トシ七期報告ト爲ス

甲第八七五號部長通牒(大正四年三月十九日)

大正四年度以降當分ノ内鹽商況報告ハ左記ノ期限ニ依リ提出スルコトニ御了知有之度
一 四月分及翌年三月分ハ從前ノ通各其ノ翌月十日迄ニ報告スルコト

一 五月ヨリ翌年二月ニ至ル十箇月分ハ毎二箇月ヲ一期トシ毎期分ヲ其ノ翌月十日迄ニ報告スルコト(即五、六月分ヲ七月ニ七、八月分ヲ九月分ヲ一月ニ、二月分ヲ二月分ヲ三月ニ報告スルコト)

鹽商況調査ハ指定地ニ限定セルニ非サルヲ以テ左記注意セリ(大正四年四月支部局長會議)

二七 鹽商況調査ニ關スル件

鹽商況ノ實地調査ハ其ノ配賦旅費豫算額内ニテ支辨シ得ル限りハ指定地以外ノ市町村ニ於テモ之カ調査ヲ爲シテ差支ナキニ付誤解ナキヲ要ス

鹽商況調査官署中左ノ變更ヲ爲シタリ

甲第一六二三號部長通牒(大正四年五月二十二日)

鹽商況調査地中左記ノ通指定變更相成候條了知相成度

販賣官署名	地	名
淺草支局	東京市、川越町、八王子町、横濱市、浦賀町、小田原町、浦和町、熊谷町、千葉町、銚子町、北條町、水戸市、土浦町、下館町、栃木町、前橋市、高崎市、網代町(靜岡縣) 甲府市、鯉澤町、廣里村(山梨縣)、平町(福島縣)	
高崎支局	直江津出張所	糸魚川町、直江津町、柏崎町、長岡市
高崎支局	新瀉出張所	新潟市、新發田町、瀨波町
郡山支局	福島市、若松市、郡山町、白河町、米澤市、宇都宮市	
山形支局	土崎出張所	能代港町、土崎港町、秋田市、横手町、本庄町、酒田町、山形市
金澤支局	宇津出張所	金澤市、飯田町
同支局	輪島出張所	
同支局	大谷出張所	
同支局	飯田出張所	
金澤支局	福井出張所	福井市、大聖寺町

鹽價調査ニ在リテモ指定地ニノミ限ルニ非サルヲ以テ左ノ注意ヲ爲シタリ(大正五年四月支部局長會議)

三四 鹽價調査ニ關スル件

鹽價調査ハ獨リ指定地ノミニ限ラス普ク管内ノ各地ニ亘リ之ヲ執行スヘキハ論ヲ俟タス然ルニ各局トモ兎角鹽價調査ヲ等閑ニ付スルノ傾向アルカ如シ右ハ鹽價ヲ查察シ不當價格ヲ取締ルノ所以ニアラスト認ムルヲ以テ將來注意スヘシ

用途別消費高取調事項中窯業用、製鋼用ヲ加ヘ「アルカリ」工業用ヲ化學的藥品製造用ニ改ム

甲第二五〇六號長官達(大正五年九月二十六日)

鹽販賣回送ニ關スル取調事項中第一號様式ヲ左ノ通改正ス

用途欄中獸皮保存用ノ次ニ窯業用、鑛業用ノ次ニ製鋼用ノ各二欄ヲ加ヘ工業用中「アルカリ」工業用トアルヲ化學的藥品製造用ニ改ム

商況調査官署變更左ノ如シ

甲第九〇〇號部長通牒(大正六年四月二日)

鹽商況調査地中左記ノ通組替變更相成候條御了知相成度

販賣官署名	地	名
山形支局	土崎出張所	能代港町、土崎港町、秋田市、横手町、本庄町
山形支局	酒田出張所	酒田町、山形市
廣島支局	松山出張所	松山市、宇和島町
鹿兒島支局	加治木出張所	鹿兒島市、隈之城村、鹿屋村、東加世田村、油津町
同支局	垂水出張所	
鹿兒島支局	宮崎出張所	宮崎町、都城町

鹽商況調査地指定ヲ改正ス

甲第三四八三號部長通牒(大正六年十一月七日)
 大正二年七月二十八日甲第四七九號長官達中(二)ニ依リ鹽商況調査地今回更ニ別表ノ通指定相成候條大正三年三月十七日甲第一
 五一號依命通牒ハ廢止セラレタル義ト御了知有之度

鹽商況調査地

販賣官署名	地	名
淺草支局	東京市、川越町、八王子市、横濱市、浦賀町、小田原町、浦和町、熊谷町、千葉町、銚子町、北條町、前橋市、高崎市綱代町、甲府市、鯉澤町、廣里村	
水戸支局	水戸市、土浦町、平町	
宇都宮支局	宇都宮市、栃木町、下館町	
高崎支局	糸魚川町、直江津町、柏崎町、長岡市	
高崎支局	新潟市、新發田町、瀨波町	
高崎支局	松本市、諏訪町、飯田町、長野市、上田町	
郡山支局	福島市、若松市、郡山町、白河町、米澤市	
仙臺支局	仙臺市、石卷町、中村町、一關町、花卷町	
同支局	青森市、弘前市、野邊地町、八戸町、盛岡市	
山形支局	能代港町、土崎港町、秋田市、横手町、本庄町	
山形支局	酒田町、山形市	
函館支局	函館區、室蘭町、壽都町	

販賣官署名	地	名
函館支局 小樽出張所	小樽區、札幌區、旭川區	
函館支局 釧路出張所	釧路町	
函館支局 根室出張所	根室町	
見付支局 江尻出張所	靜岡市、清水町、沼津町、濱松市	
名古屋支局 津出張所	名古屋支局、豐橋市、岐阜市、大垣町、中津町、彦根町	
名古屋支局 四日市出張所	桑名町、四日市、津市	
名古屋支局 高山出張所	高山町	
金澤支局	金澤市	
金澤支局 宇津出張所 同支局 輪島出張所 同支局 大谷出張所 同支局 飯田出張所	飯田町	
金澤支局 福井出張所	福井市、大聖寺町	
金澤支局 敦賀出張所	小濱町、敦賀町、長濱町	
金澤支局 伏木出張所	高岡市、伏木町、富山市、魚津町	
大阪支局	大阪市、堺市、京都市、伏見町、奈良市、五條町、大津市、尼ヶ崎市、古市村	

同支局 多喜止濱出張所	同支局 波止濱出張所	同支局 花間出張所	同支局 林田出張所	同支局 宇津出張所	同支局 土庄出張所	阪出支局 高松出張所	同支局 長府出張所	同支局 秋田出張所	同支局 富田出張所	同支局 下松出張所	同支局 小平出張所	三田尻支局 小松出張所	廣島支局 松山出張所	同支局 伯方出張所	同支局 松永出張所	同支局 瀬田出張所	同支局 尾道出張所	廣島支局 米子出張所	岡山支局 玉島出張所	同支局 寄島出張所	同支局 日比出張所	同支局 味田出張所	同支局 山田出張所	岡山支局 窓出張所	同支局 赤穂出張所	同支局 網走出張所	同支局 木出出張所	神戶支局 鹽出出張所										
高松市、阪出町、丸龜市、今治町							山口町、防府町、柳井町、萩町						松山市、宇和島町			松永町、尾道市、竹原町、吳市、廣島市、三次町				鳥取市、米子町、境町、松江市、杵築町、濱田町					岡山市、津山町、勝山町、高梁町、味野町、福山市、府中町							舞鶴町、宮津市、神戸市、港村、姫路市、赤穂町、龍野町						

販賣官署名	地	名
德島支局	撫養出張所	和歌山市、田邊町、撫養町、德島市、池田町、甲浦村
德島支局	高知出張所	高知市、須崎町、中村町、安藝町
福岡支局	門司出張所	下關市、門司市、小倉市、福岡市、久留米市、二日市町、行橋町、中津町、大分市、臼杵町、佐伯町、佐賀市、唐津町
福岡支局	高田出張所	
福岡支局	小波瀨出張所	
福岡支局	島田出張所	
福岡支局	長崎出張所	長崎市、佐世保市
熊本支局	熊本支局	熊本市、八代町、人吉町、高瀬町
熊本支局	島原出張所	島原町
鹿兒支局	島支局	鹿兒島市、隈之城村、鹿屋村、東加世田村、油津町
同支局	加治木出張所	
同支局	垂水出張所	
鹿兒島支局	宮崎出張所	宮崎町、都城町
鹿兒島支局	細島出張所	細島町、延岡町
鹿兒島支局	那覇出張所	那覇區

備考

- 一 本表中同一支局管内ニ於テ二箇以上ノ販賣官署カ同一ノ調査地ヲ共有スルモノニ付テハ其ノ所轄支局ハ適宜各調査地毎ニ之カ調査ヲ專擔スヘキ官署ヲ定ムヘシ
- 二 大正二年七月二十八日甲第四七九號長官達(二)ノ但書ニ依リ調査セシムル場合ニ在リテモ前項ニ準ス

商況調査地ノ指定變更左ノ如シ

甲第四八六一號部長通牒(大正八年十一月十三日)

販賣官署	調査地	名
同支局	東京市、川越町、八王子市、横濱市、浦賀町、小田原町、浦和町、千葉町、銚子町、北條町、網代町、甲府市、鵜澤町、廣里村	

甲第四八六一號ノ二部長通牒(大正八年十一月十三日)

販賣官署	調査地	名
高崎支局	前橋市、高崎市、沼田町、熊谷町	
高崎支局	糸魚川町、直江津町、柏崎町、長岡市	
同支局	新潟市、新發田町、瀨波町	
同支局	松本市、諏訪町、飯田町、長野市、上田市	

大正十二年八月現行鹽販賣回送ニ關スル事項取調方左ノ如シ

鹽販賣回送ニ關スル事項取調方ノ件 大正二年七月 甲第四七九號達

一 鹽販賣區域ヲ有スル專賣支局竝鹽販賣區域ヲ有スル出張所ヲ管轄スル專賣支局ハ左記ノ報告ヲ爲スヘシ但シ鹽販賣區域ヲ有スル出張所ヲ管轄スル專賣支局ニ在リテハ當該出張所ヲシテ其ノ販賣區域分ヲ報告セシメ更ニ之ヲ總括報告スルモノトス

鹽商 況(第一號様式) 期限 前月分 每月十日迄

鹽用途別消費高(第二號様式) 期限 前期(自四月至九月)分 十一月十日迄
後期(自十月至三月)分 五月十日迄

二 鹽商況ニ付テハ專賣支局又ハ出張所ハ毎年三月、六月、九月、十二月分ニ在リテハ別ニ指定シタル調査地ニ就キ實地調査ヲ爲シ其ノ他ノ月分ニ在リテハ出張スルコトナク便宜ノ方法ニ依リ其ノ販賣區域内ニ於ケル左記事項ヲ調査スヘシ但シ實地調査ヲ爲

鹽專賣 鹽ノ販賣 商況

ス場合ニ於テハ同一支局管内ニ限り販賣區域ヲ有セサル出張所又ハ派出所ト雖其ノ所在地カ調査地ナル場合若ハ其ノ附近ナル場合ニ在リテハ之カ調査ヲ爲サシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ調査シタル事項ヲ當該販賣官署ニ報告セシムルコトヲ要ス

(一) 鹽賣行ノ狀況竝其ノ需給ノ過不足

(二) 鹽回送ノ狀況竝其ノ鹽賣行上ニ及ホシタル影響但シ天災其ノ他ノ重大ナル事故ニ因リ回送上ニ故障ヲ生シタルトキハ其ノ時々報告スルコトヲ要ス

(三) 鹽ノ品質、包裝、價格、賣渡手續、販賣區域、回送方法、運搬費等鹽ノ賣行又ハ回送上ニ影響ヲ及ホスヘキ事項及之ニ關スル元賣捌人、小賣人、消費者ノ意嚮竝此等ノ關係ニ因リ需給ニ變動アルトキハ其ノ狀況

(四) 鹽元賣捌人小賣人間及小賣人消費者間ノ取引狀況竝各利益歩合

(五) 鹽賣捌人間競争ノ狀況

(六) 其ノ他鹽賣行又ハ回送ニ關係アル事項

三 鹽用途別消費高ニ付テハ專賣支局又ハ出張所ハ其ノ販賣區域内ニ於ケル主ナル鹽賣捌人及消費者ニ就キ鹽商況調査ノ傍之ヲ調査スルノ外尙左記ノ方法ニ依リ調査スヘシ

(一) 再製用ハ再製鹽製造高申告ニ依リ其ノ數量ヲ調査スルコト但シ販賣區域内ト雖其ノ管轄區域外ノ分ニ付テハ其ノ所轄支局又ハ出張所ニ照會スルコト

(二) 醬油(自家用醬油トモ)製造用ハ其ノ數量ヲ販賣區域内ノ關係稅務署ニ照會スルコト

(三) 輸移出用申輸出數量ハ稅關ノ輸出通知書ニ依リ移出數量ハ移出申告書ニ依リ之ヲ調査スルコト但シ販賣區域内ト雖其ノ管轄區域外ノ分ニ付テハ其ノ所轄支局又ハ出張所ニ照會スルコト

(四) 右以外ノ各用途ニ付テハ適宜ノ方法ヲ以テ可成其ノ數量ノ精確ヲ期スルコト

四 專賣支局ハ毎年一月、四月、七月、十月ノ四回ニ其ノ管轄内左記ノ地ニ於テ鹽販賣價格調査上標準ト認ムヘキ鹽賣捌人(元賣捌人、小賣人共二人以上)ニ就キ其ノ前三箇月ノ鹽販賣價格ヲ各月別ニ調査シ第三號様式ニ據リ其ノ月十日迄ニ報告スヘシ但シ本調査ヲ爲スニハ毎回同一ノ賣捌人ニ據ルコトヲ要ス若シ之ヲ變更シタルトキハ其ノ理由ヲ備考ニ記載スヘシ

專賣支局名	調査地	名
淺草	東京市(麹町區、神田區、日本橋區、京橋區、芝區、麻布區、赤坂區、四谷區、牛込區、小石川區、本郷區、下谷區、淺草區、本所區、深川區) 八王子町、浦和町、川越町、千葉町、行徳町、野田町、銚子町、一宮町、北條町(ヲ含ム) 岩井町、甲府市、鉾澤町、横濱市(二箇所)横須賀市、浦賀町	
水戸	水戸市、土浦町、長倉村、松原町、平町	
茂木	茂木町	
宇都宮	宇都宮市、栃木町、大田原町、足利町	
高崎	熊谷町、高崎市、前橋市、沼田町、新發田町、新潟市、長岡市、直江津町、新井町、兩津町、長野市、上田町、松本市、池田町村、伊那富村、辰野	
郡山	福島市、若松市、田島町、郡山町、三春町、白河町、中村町	
仙臺	仙臺市、鹽釜町、石卷町、古川町、一關町(山目村、中里村ヲ含ム) 宮古町、釜石町、大迫町、盛岡市、八戸町、野邊地町、青森市、弘前市	
山形	大館町、能代港町、土崎港町、秋田市、横手町、新庄町、山形市、米澤市、酒田町	
函館	函館區、小樽區、札幌區、旭川町、釧路町、室蘭町、根室町	
秦野	沼津町、下田町、小田原町、秦野町、藤澤町	
見付	清水町(江尻町ヲ含ム) 靜岡市、濱松市、豊橋市	
名古屋	名古屋市、一宮町、半田町(成岩町ヲ含ム) 武豊町、吉田村、桑名町、四日市市、津市、宇治山田市、上野町、岐阜市、大垣町、中津町、高山町、飯田町、大津市、八日市町、長濱町	
金澤	小濱町、敦賀町、福井市、勝山町、金澤市、鶴來町、七尾町、飯田町(上戸村ヲ含ム) 富山市、高岡市、伏木町、城端町	
大阪	大阪市(東區、西區、南區、北區) 堺市、枚方町、和歌山市、田邊町、奈良市、五條町、松山町、京都市(上京區、下京區) 伏見町、舞鶴町、宮津町、福知山町	

鹽專賣 鹽ノ販賣 商況

專賣支局名	調	查	地	名
神戸	神戸市(二箇所)	尼ヶ崎町、古市町、豊岡町、湊村、津居山村、洲本町、姫路市、赤穂町、龍野町		
岡	岡山市、津山町、勝山町、高梁町、新見町、玉島町、味野町、鳥取市、倉吉町、米子町、境町、松江市、杵築町、三刀屋村、濱田町			
廣	廣島市、吳市、竹原町、尾道市、松永町、福山市、府中町、松山市、宇和島町			
三	田	柳井町、下松町、防府町、山口町、萩町		
阪	出	引田村、高松市、阪出町、丸龜市 <small>(六郷村ヲ含ム)</small> 、多喜濱村、今治町		
德	島	徳島市、撫養町、鷲敷町、宍喰村、高知市、須崎町、中村町、下田村、安藝町		
池	田	池田町		
福	岡	下關市、門司市、小倉市、行橋町、福岡市、二日市町、佐賀市、伊萬里町、唐津町、長崎市、佐世保市、大分市、中津町		
熊	本	熊本市、三角町、八代町、人吉町、高瀬町、久留米市、甘木町、島原町、湊町、臼杵町、佐伯町、竹田町		
鹿	兒	鹿兒島市、隈之城村、東加世田村、東南方村、西市來村、湊町、阿久根村、鹿屋村、宮崎町、油津村、福島村、細島町、延岡町		

第一號様式(用紙半紙判郵紙)

大正 年 月 日提出

何 支 局 長 團

一 鹽賣行ノ狀況並其ノ需給ノ過不足
何 *

(解説)

本項ニハ專ラ内地鹽ノ賣行狀況並其ノ過不足ヲ記述スルモノトス但シ臺關鹽ニ付キ相當ノ記載事項アルトキハ之ヲ記述スルモ妨ナシ
本項ニハ左記様式ニ據ル調査表ヲ掲載スヘシ

(イ) 鹽賣渡高

種類	内地鹽		臺灣鹽		關東州鹽		歐米鹽		計		本年 何月分 累計	前年 何月分 累計	増 △ 減 計	
	代 金	數 量	代 金	數 量	代 金	數 量	代 金	數 量	代 金	數 量				
		千斤									円	千斤	円	千斤
		千斤									円	千斤	円	千斤
		千斤									円	千斤	円	千斤
		千斤									円	千斤	円	千斤

備考

一 本表ノ數字ハ鹽收納賣渡事務取扱手續第六十六條ニ據リ調製スル鹽賣渡高表ノ數字ニ對シテ數量ハ千斤未満代金ハ圓未満ノ端數ヲ四捨五入シタルモノニ符合スルモノトス

二 本表ノ内地鹽賣渡數量ハ以下二表ノ計及累計ニ一致スルコトヲ要ス

鹽專賣 鹽ノ販賣 商況

(ロ) 内地鹽等級別賣渡高

等級別	本年		前年		増減	
	何月	分累計	何月	分累計	何月	分累計
一等		千斤		千斤		千斤
二等						
三等						
四等						
五等						
外計						

備考

一 本表ニハ各欄數量ノ左傍ニ其ノ百分歩合ヲ朱書スルモノトス

(ハ) 内地鹽包裝別賣渡高

包裝別	本年		前年		増減	
	何月	分累計	何月	分累計	何月	分累計
八十斤		千斤		千斤		千斤
四十斤						

二十斤俵								
散鹽								
計								

備考

一 本表ニハ各欄數量ノ左傍ニ其ノ百分歩合ヲ朱書スルモノトス

二 鹽回送ノ狀況竝其ノ鹽賣行上ニ及ホシタル影響

何々々

(解説) 本項ニハ回送鹽拂出、積込、運送、荷揚、受入ニ對スル狀況竝其ノ鹽賣行上ニ及ホシタル影響等ノ概要ヲ記述スルニ止メ其ノ受拂數量ノ如キハ一々之カ記述ヲ要セス但シ回送遲延、不能、延著、亡失等特殊ノモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス本項ニハ左記様式ニ據ル調査表ヲ掲載スヘシ

(イ) 鹽官費回送高

東 (神 京 戸 郡 岡 山 山) 仙 (廣 臺 島) 何 (何 何 々 々) 何 (何 何 々 々) 何 (何 何 々 々)	千 斤	千 斤	千 斤	千 斤	千 斤	千 斤
本 月 分						
四月以降累計						

備考

一 本表ニハ發送元ニ在リテハ回送先別ニ拂出高ヲ、回送先ニ在リテハ發送元別ニ受入高ヲ掲記スルモノトス

二 發送元地方ニ於テ回送先地方ニ對シ鹽ノ民費回送ヲ爲シタルモノアルトキ又ハ回送先地方ニ於テ發送元地方ヨリ民費回送鹽ヲ買入レタルモノアルトキハ其ノ數量ヲ備考ニ掲記スルモノトス

三 鹽ノ品質、包裝、價格、賣渡手續、販賣區域、回送方法、運搬費等鹽ノ賣行又ハ回送上ニ影響ヲ及ホスヘキ事項及之ニ關スル賣捌人、小賣人、消費者ノ意嚮(以下省略)

何々々

鹽專賣 鹽ノ販賣 商況

(解說) 本項ニ於テハ其ノ記述事項中特ニ要望品ノ順位及其ノ變更等ニ注意シ記載洩ナキコトヲ要ス
 四 解説ヲ附スル必要ナキヲ以テ之ヲ省略ス

五 同上
 六 同上

備考

- 一 本報告ハ煩雜ナル記事ヲ避ケ成ルヘク簡單ニシテ而モ其ノ要領ヲ盡スコトヲ要ス但シ特殊ノ事項アルトキハ詳細ニ之ヲ記述スルモノトス
- 二 數量ヲ掲記スルニ方リテハ斤數ニ依ルコトトシ特ニ包裝數ヲ以テスルノ必要アルトキハ其ノ下ニ括弧ヲ設ケ斤數ヲモ記載スルモノトス
- 三 毎月ノ報告ニ於テ前月ト同シキモノアルトキハ單ニ「前月ト同シ」ト記スルニ止メスシテ「前月ト同シク何々ナリ」ト簡單ニ其ノ事項ヲ記載スルモノトス

第二號様式(用紙美濃判野紙)

大正 年度前期(後期)分内地(臺灣)(關東州)(歐米)鹽用途別消費高報告

月 日提出 何 支 局 長 團

用途別	月	
	四月	五月
再製用	四月 (月十)	五月 (月一十)
漬物用	四月 (月十)	五月 (月一十)
醬油製造用	四月 (月十)	五月 (月一十)
味噌製造用	四月 (月十)	五月 (月一十)
麵類製造用	四月 (月十)	五月 (月一十)
計	六月 (月二十)	七月 (月一)
	八月 (月二)	九月 (月三)
前年度當期 ニ對スル増 減事由	計	計

鹽專賣 鹽ノ販賣 商況

合	其 ノ 他	用 計	出 前 欄 以 外 ノ モ ノ	移 漁 獲 物 鹽 藏 用	輸	製 鋼 用	鑛 業 用	用 計	業		工 用 化 學 的 藥 品 製 造	窯 業 用	獸 皮 保 存 用	家 畜 用	肥 料 用	選 種 用	漁 獲 物 鹽 藏 用	
									石 鹼 製 造 用	ノ 前 一 欄 以 外 ノ モ ノ								

備考

- 一 本表ハ鹽販賣上頗ル重要ノモノナルニ付努メテ精確ナル調査ヲ遂ケ遺漏ナキヲ期スルヲ要ス
- 二 本表ハ内地鹽、臺灣鹽、關東州鹽及歐米鹽ニ區分調査シ各別紙ニ掲記スルモノトス
- 三 各用途別欄ハ本表様式ノ示ス所ノ區分ニ限定ス但シ内地鹽ノ分ニ限り「再製用」欄ヲ創除スルモノトス
- 四 臺灣鹽、關東州鹽及歐米鹽ノ各用途別欄ニ原鹽ノ消費高ノミヲ掲上シ其ノ再製セラレタル鹽ハ各用途ニ從ヒ内地鹽ノ分ニ合算掲上スルモノトス
- 五 輸移出用ハ事實消費ニアラサルヲ以テ本表ニ掲記スルコトヲ要セサルカ如シト雖右ハ特ニ輸移出ノ事實ヲ消費ト看做シ其ノ數量ヲ當該欄ニ掲記スルモノトス
- 六 用途別欄中「其ノ他」欄ニ掲記スルモノニ付テハ其ノ用途ノ大要ヲ備考ニ附記スルモノトス
- 七 前年度當期ニ對シ著シキ増減アルモノニ付テハ當該欄ニ其ノ事由ヲ掲記スルモノトス
- 八 後期分ニ對シテハ計ノ下ニ一欄ヲ設ケ一箇年度ノ累計ヲ掲記スルモノトス

第三號様式(用紙美濃判野紙)

大正 年 月中鹽販賣價格表

月 日提出

何 支 局 長 印

調査地	等級	包裝別	元 賣		別		小 賣		備 考	
			運 賃 (百斤當)	販 賣 價 格 (百斤當)	利 益 同 步 合	運 賃 (百斤當)	價 格 同 步 合	斤 賣 價 格 (百斤當又)		利 益 同 步 合
何 町	五	四十斤呔	一五五	二、六二〇	〇、〇七八	五〇	二、八〇〇	一、三〇二	三〇	何町元賣別人ヨリ買入
何 町	五	二十斤俵				一五〇	二、九八五	八五	三五	何町元賣別人ヨリ買入

備考

- 一 本表ハ内地鹽ニ在リテハ主トシテ五等鹽(五等鹽ヲ販賣セサル地方ハ現ニ販賣セザル最下等鹽)ニ付臺灣鹽、關東州鹽ニ在リテハ上等、並等ニ付歐米鹽(英國鹽、獨逸鹽、米國鹽等)ニ在リテハ粗製ニ付其ノ月中ノ平均價格ヲ掲記スルモノトス但シ内地鹽以外ノ鹽ニ付テハ等級欄内ニ等級ノ外種類ヲモ掲記スヘシ

二 包装別ハ調査地ニ於テ最多ク販賣セラルルモノニ付調査スルモノトス
 三 前二項ニ依ルノ外地鹽ノ包装及等級ハ成ルヘク元賣捌人小賣人ニ共通シタルモノヲ調査シ又臺灣鹽、關東州鹽ノ元賣捌價格ハ特別元賣捌人ト普通元賣捌人トニ分チテ調査スルモノトス

四 元賣捌運賃ハ

(イ) 販賣官署ヨリ買受ケタルモノニ付テハ販賣官署ヨリ元賣捌人營業所ニ至ル迄ノ普通運賃ヲ掲記スヘシ

(ロ) 元賣捌人ヨリ買受ケタルモノニ付テハ内地鹽、歐米鹽ニ在リテハ販賣官署ヨリ買受ケタル場合ト同一ノ運賃ヲ掲記シ又臺灣鹽、關東州鹽ニ在リテハ特別元賣捌人ヨリ買受ケタルモノハ賣主ヨリ買主ニ至ル迄ノ運賃ヲ(B)普通元賣捌人ヨリ買受ケタルモノハ特別元賣捌人ヨリ買受ケタル場合ト同一ノ運賃ヲ掲記スヘシ

五 元賣捌販賣價格ハ小賣人ニ販賣スル價格ヲ掲記スルモノトス

六 販賣官署ヨリ買入レタルモノト元賣捌人ヨリ買入レタルモノトアルトキハ運賃ハ前者ニ依リ販賣價格ハ平均シテ掲記ス

七 元賣捌利益及同歩合ハ販賣官署ヨリ買入レタルト元賣捌人ヨリ買入レタルトヲ問ハズ左式ニ據リテ算出スヘシ

内地鹽

$$\text{元賣捌利益} = \frac{\text{販賣價格} - (\text{販賣官署ヨリ買入ルルトキ支拂フヘキ代金} + \text{運賃})}{(\text{百斤})}$$

$$\text{同歩合} = \frac{\text{賠償價格} + \text{收入率}}{(\text{百斤})}$$

$$\text{利 益} = \frac{\text{賠償價格} + \text{收入率}}{(\text{百斤})}$$

$$\text{特別元賣捌利益} = \frac{\text{販賣價格} - (\text{販賣官署ヨリ買入ルルトキ支拂フヘキ代金} + \text{運賃})}{(\text{百斤})}$$

$$\text{同歩合} = \frac{\text{賠償價格} + \text{收入率}}{(\text{百斤})}$$

$$\text{利 益} = \frac{\text{賠償價格} + \text{收入率}}{(\text{百斤})}$$

$$\text{普通元賣捌利益} = \frac{\text{販賣價格} - (\text{特別元賣捌人ヨリ買入代金} + \text{運賃})}{(\text{百斤})}$$

$$\text{同歩合} = \frac{\text{賠償價格} + \text{收入率}}{(\text{百斤})}$$

$$\text{利 益} = \frac{\text{賠償價格} + \text{收入率}}{(\text{百斤})}$$

$$\text{普通元賣捌利益} = \frac{\text{販賣價格} - (\text{特別元賣捌人ヨリ買入代金} + \text{運賃})}{(\text{百斤})}$$

$$\text{同歩合} = \frac{\text{賠償價格} + \text{收入率}}{(\text{百斤})}$$

$$\text{利 益} = \frac{\text{賠償價格} + \text{收入率}}{(\text{百斤})}$$

$$\text{普通元賣捌利益} = \frac{\text{販賣價格} - (\text{特別元賣捌人ヨリ買入代金} + \text{運賃})}{(\text{百斤})}$$

$$\text{同歩合} = \frac{\text{賠償價格} + \text{收入率}}{(\text{百斤})}$$

$$\text{利 益} = \frac{\text{賠償價格} + \text{收入率}}{(\text{百斤})}$$

$$\text{普通元賣捌利益} = \frac{\text{販賣價格} - (\text{特別元賣捌人ヨリ買入代金} + \text{運賃})}{(\text{百斤})}$$

$$\text{同歩合} = \frac{\text{賠償價格} + \text{收入率}}{(\text{百斤})}$$

$$\text{利 益} = \frac{\text{賠償價格} + \text{收入率}}{(\text{百斤})}$$

$$\text{普通元賣捌利益} = \frac{\text{販賣價格} - (\text{特別元賣捌人ヨリ買入代金} + \text{運賃})}{(\text{百斤})}$$

$$\text{同歩合} = \frac{\text{利 (百斤) 益}}{\text{販賣官署賣渡價格 (百斤)}}$$

但シ普通元賣捌人ノ買入價格カ其ノ土地ニ於ケル特別元賣捌制限價格ヲ超過セル場合ニ於テハ其ノ制限價格ヲ買入價格トシテ算出スヘシ

歐米鹽

$$\text{元賣捌利益} = \text{販賣價格} - (\text{販賣官署ヨリ買入カルトキ支拂フヘキ代金})$$

$$\text{同歩合} = \frac{\text{利 (百斤) 益}}{\text{販賣官署賣渡價格 (百斤)}}$$

販賣官署ヨリ散鹽ニテ買受ケ之ニ包裝ヲ施シ販賣スル場合ニ在リテハ前項中販賣價格ヨリ尙包裝費ヲ控除スヘシ

八 小賣運賃ハ元賣捌人營業所ヨリ小賣人營業所ニ至ル迄ノ普通運賃ヲ掲記スヘシ

九 俵賣ハ量減填補ヲ爲サスシテ包裝ノ儘賣渡スモノニ付取調掲記スルモノトス

十 斤賣ハ内地鹽ニ付テハ一斤當價格ヲ臺灣鹽、關東州鹽又歐米鹽ニ付テハ百斤當價格ヲ掲記スヘシ

十一 俵賣、斤賣共實際ニ取引ナキ地方ニ於テハ掲記ヲ要セス

十二 倉出積込費又ハ荷揚倉入費等運賃以外ノ諸費ハ運賃欄ニ合算掲記スルモノトス

十三 小賣利益及同歩合ハ左式ニ據リテ算出スヘシ

$$\text{内地鹽}$$

$$\text{俵賣利益} = \text{販賣價格} - (\text{買入價格} + \text{運賃})$$

$$\text{利 (百斤) 益 (百斤)}$$

$$\text{同歩合} = \frac{\text{利 (百斤) 益}}{\text{賠償價格} + \text{收入率}}$$

$$\text{斤賣利益} = \frac{\text{販賣價格} \times 100 - (\text{買入價格} + \text{運賃})}{100}$$

$$\text{利 (百斤) 益 (百斤)}$$

$$\text{同步合} = \frac{\text{販賣價格} \times 100 - (\text{買入價格} + \text{運費})}{(\text{百斤})} - \frac{\text{賠償價格} + \text{收入率}}{(\text{百斤})}$$

臺灣鹽 關東州鹽及歐米鹽

$$\text{依賣利益} = \frac{\text{販賣價格} - (\text{買入價格} + \text{運費})}{(\text{百斤})}$$

利 益

$$\text{同步合} = \frac{\text{販賣官署賣渡價格}}{(\text{百斤})}$$

$$\text{斤賣利益} = \frac{\text{販賣價格} - (\text{買入價格} + \text{運費})}{(\text{百斤})}$$

利 益

$$\text{同步合} = \frac{\text{販賣官署賣渡價格}}{(\text{百斤})}$$

十四 買入價格カ其ノ土地ニ於ケル元賣捌制限價格ヲ超過セル場合ニ於テハ其ノ制限價格ヲ買入價格トシテ算出スヘシ

例 利益歩合ハ厘位未満ハ四捨五入シ左ノ例ニ據リテ記載スヘシ
一割三分七厘……………一二七
二分五厘……………一〇二五

十五 量減ニ因リテ生スル損失ハ凡テ利益中ニ算入スルモノトス

十六 元賣捌人カ元賣捌人ヨリ買入レタル場合又ハ小賣人カ其ノ地ニ元賣捌人ナキ爲ニ他ノ地方ノ元賣捌人ヨリ買入レタル場合ハ其ノ買入先及百斤當買入價格ヲ備考欄ニ記載スヘシ

十七 計算ハ凡テ先乘後除法ニ據ルヘシ

十八 厘位未満ハ計算ノ最終ニ於テ四捨五入スヘシ

十九 前月ノ報告ニ比シ價格ニ著シキ異動アルモノニ付テハ其ノ事由ヲ附記スヘシ

鹽專賣 鹽ノ販賣 商況